

# 10月1日から水道料金を改定します

## 1. 水道料金の改定について

水道料金は、令和2年10月1日から、水道料金収入全体で平均22.72%の増収となる改定を行い、料金体系は、これまでの「用途別」から「口径別」としました。

水道料金の増額改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、激変緩和措置として令和2年10月1日から3年間をかけて段階的に料金改定を行い、令和4年10月1日から改定水道料金が適用されます。

「いつまでも安心と安定」した水を供給していくため、今後とも一層の経費節減、効率的な経営に努めますので、市民の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 2. 改定料金表（1カ月あたり）

（消費税込み）

| 料金表                   |            | 令和2年10月～<br>（激変緩和1年目）<br>+ 8.49% | 令和3年10月～<br>（激変緩和2年目）<br>+ 7.96% | 令和4年10月～<br>（改定水道料金）<br>+ 6.27% | 令和2年10月～<br>改定メーター使用料 |
|-----------------------|------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 口径別<br>基本料金<br>（8㎡まで） | 13mm       | 1,210円                           | 1,320円                           | 1,375円                          | 55円                   |
|                       | 20mm       | 1,320円                           | 1,430円                           | 1,485円                          | 110円                  |
|                       | 25mm       | 1,650円                           | 2,200円                           | 2,530円                          | 165円                  |
|                       | 40mm       | 2,310円                           | 3,300円                           | 3,960円                          | 330円                  |
|                       | 50mm       | 4,510円                           | 6,820円                           | 8,140円                          | 1,210円                |
|                       | 75mm       | 11,440円                          | 20,240円                          | 27,500円                         | 1,540円                |
|                       | 100mm      | 20,020円                          | 36,520円                          | 50,600円                         | 2,310円                |
| 従量料金<br>（1㎡あたり）       | 8㎡超～20㎡まで  | 165円                             | 165円                             | 170円50銭                         |                       |
|                       | 20㎡超～50㎡まで | 176円                             | 187円                             | 198円                            |                       |
|                       | 50㎡超       | 198円                             | 209円                             | 220円                            |                       |

### ●改定後料金の計算例（令和4年10月1日から）※料金の請求は2カ月に1度

| 計算方法                          | 基本料金+従量料金+メーター使用料   | 【激変緩和2年目の水道料金との比較】    |
|-------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 計算例                           |                     | 基本料金 1,320円           |
| 口径13mm・1カ月で20㎡（2カ月で40㎡）使用した場合 |                     | 従量料金 165円×12㎡= 1,980円 |
| 基本料金（～8㎡まで）                   | 1,375円              | メーター使用料 55円           |
| 従量料金（8㎡超～20㎡まで）               | 170円50銭×12㎡= 2,046円 | 合計 3,355円             |
| メーター使用料                       | 55円                 | 2カ月分料金 6,710円…②       |
| 合計                            | 3,476円              |                       |
| 2カ月分料金                        | 6,952円…①            | 比較増減額（①-②）242円（3.6%増） |

## 3. 改定水道料金の適用時期について

令和4年10月1日から新たに使用する水量から改定水道料金が適用されます。

ただし、経過措置として、9月30日以前から継続して使用している方は、10月1日以降、最初に請求する水道料金については、改定前料金（上記「2. 改定料金表」の「激変緩和2年目」）を適用します。

- 奇数月に請求を行う地区では、令和5年1月分から改定水道料金が適用されます。
- 偶数月に請求を行う地区では、令和5年2月分から改定水道料金が適用されます。
- 10月1日から新規に水道を使用する場合は、改定水道料金が適用されます。